

○ 熊本県農業集落排水施設整備事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、農業用排水の水質保全及び施設の機能維持や農村生活環境の改善を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額並びに補助対象期間は、別表の補助対象経費、補助率又は補助金額及び補助対象期間の欄に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の補助金の交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項第1号及び第2号の添付書類の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 補助事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支予算書 別記第2号様式

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表の計画変更申請要件の欄に掲げるものとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書の様式は別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は補助事業ごとに別に定める。

3 第3条第2項の規定は、前項の変更申請書の添付書類について準用する。

4 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは別記第5号様式により、補助金の額に変更を生じないときは別記第6号様式により行うものとする。

(事業の補助金交付決定前着手)

第6条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届出書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請を取り下げる場合は、取り下げる理由を記載した書面を知事あてに提出するものとする。

- 2 前項の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による補助事業の遂行状況の報告は、別記第8号様式によるものとする。

- 2 前項の報告の期限は、別表の事業遂行状況報告及び実績報告の欄に掲げるとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

- 2 規則第13条に規定する別に定める書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書 補助事業ごとに知事が別に定める様式
- (2) 収支精算書 別記第2号様式
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日の翌日から起算して20日以内とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金等交付確定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

- 2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払(又は前金払)請求書(別記第12号様式)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第2項に規定する期間は、補助事業ごとに別に定める。

- 2 補助事業者が、規則第21条第2項に規定する知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保管)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、年度経過後5年間とする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条第1項、第8条第2項、第9条第3項関係)

別表

事業名	補助対象経費	補助事業者	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					報告時点	報告期限
熊本県農業集落 排水施設整備事業	市町村が農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて実施する次の事業に必要な経費 農業集落排水事業 (1)整備又は改築 (2)調査及び計画の策定 (3)機能診断調査費 (4)最適整備構想策定費	市町村	(1)、(2) 100分の50以内 (3)、(4) 100分の100以内 (但し、機能診断に係る交付額は、一施設当たり200万円、※最適整備構想の策定に係る交付額は、一市町村当たり800万円をそれぞれ上限とする。) ※最適整備構想交付限度額 = 処理区数×100万円+200万円 (800万円を上限とする)	1 事業主体の変更 2 補助金額の変更 3 地区相互間の補助金の額の変更	[遂行状況報告] 12月31日	[遂行状況報告] 1月31日
	市町村が農村整備事業実施要綱に基づいて実施する次の事業に必要な経費 農業集落排水施設整備事業 (1)整備、改築又は撤去 (2)調査及び計画の策定 計画策定事業 (3)維持管理適正化計画策定費 (4)最適整備構想策定(更新)費	市町村	(1)、(2) 100分の50以内 (3)、(4) 100分の100以内 (但し、(3)は、当該事業費が200万円以上であること。)	1 事業主体の変更 2 補助金額の変更 3 地区相互間の補助金の額の変更	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了から20日程度
	市町村が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づいて実施する次の事業に必要な経費 施設情報整備・共有化対策 (1)農業集落排水施設地理情報システム整備費	市町村	100分の50以内	1 事業主体の変更 2 補助金額の変更	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了から20日程度

別記第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

年度熊本県農業集落排水施設整備事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり（補助事業の名称）を実施したいので、
金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県
農業集落排水施設整備事業補助金交付要項第3条の規定により関係書類を添
えて申請します。

記

- 1 事業の目的・・・別紙のとおり
- 2 事業の内容及び経費の配分・・・別紙のとおり
- 3 交付を受けようとする補助金の額及び補助金の額の算出基礎
・・・別紙のとおり

別記第2号様式（第3条・9条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	備 考
県補助金		
市町村費		
そ の 他		
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	備 考
工事費または委託費		
計		

(注) 区分欄の記入方法

- 1 市町村直営、団体営等直接補助事業の場合、収入の部は自己負担分を含めて記入し、支出の部の区分欄は（賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費、工事費、用地買収費、補償費、工事雑費……等）を記入し、計欄は事業費総額とすること。
- 2 間接補助事業の場合の支出の部の区分欄は、〇〇事業補助金、事業負担金等のほか、事務費がある場合は事務費の節区分を記入し、計欄は補助等に要する総額とすること。
- 3 不要な文字は、削除すること。
- 4 変更の場合は、変更前を下段に、変更後を上段に記入すること。

別記第3号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度（補助金の名称）交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度
（補助金の名称）については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定に
より、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定しました
ので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1
- 2
- 3
- ・
- ・

〔交付申請時に消費税等相当額が明らかでない場合は、以下の条件を付すこと。〕

- ・ 補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額については、補助金の額の確定において減額します。

別記第4号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

年度（補助金の名称）変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました
年度（補助金の名称）を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交
付規則第7条及び熊本県農業集落排水施設整備事業補助金交付要項第5条の
規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円（うち前回までの申請額金 円）
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書
- 2 変更収支予算書（別記第3号様式を準用する。）
- ・
- ・
- ・

別記第5号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度（補助金の名称）変更交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度
（補助金の名称）の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第
2項の規定により承認し、下記の条件を付け 年度（補助金等の名称）金
円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決定しましたので、
同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1
- 2
- 3

別記第6号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度（補助事業の名称）計画変更承認通知書
年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度
（補助事業の名称）の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7
条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用す
る同規則第6条の規定により通知します。

別記第8号様式（第8条関係）

平成 第 年 月 日

熊本県知事

様

補助等事業者 住 所
氏 名

年度（補助事業の名称）遂行状況報告書
年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました 年度
（補助事業の名称）の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び熊本県
農業集落排水施設整備事業補助金交付要項第8条の規定により、報告します。

記

- 1 事業遂行状況
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日

別記第9号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者)
氏名

年度（補助事業の名称）実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度（補助事業等の名称）を実施しましたので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県農業集落排水施設整備事業補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3
- ・
- ・
- ・

別記第10号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

（補助事業者の氏名）様

熊本県知事

年度（補助金の名称）交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました 年度（補助金の名称）については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

〔額の確定時に消費税等相当額が明らかでなく、消費税等相当額を含めて交付額を確定する場合は、以下の条件を付すこと。〕

（市町村間接補助の場合）

なお、当該補助金等に係る額の確定は、消費税等仕入控除税額を含み確定しており、事業実施主体が消費税及び地方消費税の確定申告により、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、その金額を市町村を通じて速やかに熊本県に報告し、熊本県知事の返還命令を受けて返還する必要がありますので、当該手続きについて怠ることがないよう事業実施主体を指導してください。

（直接補助の場合）

なお、当該補助金等に係る額の確定は、消費税等仕入控除税額を含み確定しており、消費税及び地方消費税の確定申告により、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、その金額を速やかに熊本県に報告し、熊本県知事の返還命令を受けて返還する必要がありますので、当該手続きについて怠ることがないよう留意して下さい。

別記第11号様式（第11条関係）

年度（補助金の名称）交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました 年度
（補助金の名称）として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 _____ 円

（市町村の場合は記入不要）

口座 振替払	金融機関名	○銀行 ○支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

住所

（補助事業者）

氏名

印

熊本県知事

様

(精算払用)

別記第12号様式(第11条関係)

年度(補助金の名称) (概算払・前金払) 請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました 年度(補助金の名称)のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県農業集落排水施設整備事業補助金交付要項第11条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 _____ 円

(市町村の場合は記入不要)

口座振替払	金融機関名	○銀行 ○支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	

事業費	補助金	概算払受領済額	今回 概算払 前金払 申請額	残 額

(概算払・前金払)を必要とする理由

・

年 月 日

住所

(補助事業者)

氏名

印

熊本県知事

様